



|              |   |
|--------------|---|
| Title        | ウイグル文書雑録  |
| Author(s)    | 松井, 太   |
| Citation     | 内陸アジア言語の研究. 2025, 40, p. 99-117   |
| Version Type | VoR   |
| URL          | <a href="https://hdl.handle.net/11094/103906">https://hdl.handle.net/11094/103906</a> |
| rights       |   |
| Note         |   |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## ウイグル文書雑録

松井 太\*

### 緒言

森安孝夫先生が「僕はウイグル文書の研究者じゃない」と仰せだったと言っても、読者の多くは信じられないのではなかろうか。筆者がこの仰せを耳にしたのは、森安先生がロンドン・パリ・ベルリンでの長期在外研究から帰国された 1999 年 10 月頃のことだったと記憶する。筆者が大阪大学東洋史学専攻に進んでからそれまでにほぼ 10 年を闊していたが、その間に先生の講筵で扱われた課題は、古ウイグル語マニ教寺院経営令規文書の文献学的研究を一つの核とした『ウイグル=マニ教史の研究』（『大阪大学文学部紀要』31/32, 1991）や、小田壽典・Peter Zieme・梅村坦の諸先生と共編された山田信夫教授の遺稿集『ウイグル文契約文書集成』（大阪大学出版会, 1993. 以下 SUK と略）など、先生ご自身のウイグル文書研究と常に結びついてきたし、それから 20 年後に *Corpus of the Old Uighur Letters from the Eastern Silk Road* (Brepols, 2019. 以下 BT XLVI と略) として出来るウイグル語手紙文書研究を「ライフワーク」としていることも諸処で公言されていた。それゆえ、この仰せには筆者も心底から吃驚させられた。

もちろん、この仰せの意図は「ウイグル文書の分析に躊躇しない」ということであつたと思う。この間に吉田豊先生も回顧されている通り<sup>(1)</sup>、森安先生の東西ウイグル史・中央アジア史・中央ユーラシア史研究は、漢語・非漢語、伝世典籍・古文書、文献・非文献を問わず、およそ利用可能なあらゆる資料の情報を総動員して歴史像を再構成するという点で、余人の追随を許さぬものであつた。ウイグル語文書についても、完本はもとより断簡零墨にも厳密な読解を及ぼすのは当然ながら、あくまで歴史再構成を主眼として、可能な限り多数の資料さらにはウイグル語文書以外の諸資料とも総合することを旨としておられた。森安先生がライフワークとされたウイグル語手紙文書研究も、個別文書の背景分析よりも、資料の総体を鳥瞰して「シルクロード」上の交流・交易を立体的に再構することに重点が置かれている [森安 2011, esp. 384–393; 森安 2021, esp. 159–167; BT XLVI]。現在の国際的なウイグル学界において歴史学的分析上の基盤となっている森安先生のウイグル語文書年代論も、SUK 第 2 巻に収録された 121 通のトゥルファン出土ウイグル語契約文書と、パリ留学中に親しく調査された 300 点以上の敦煌発現ウイグル語資料とを併せ通覧するなかで導き出されたものであり [森安 1990, 69–72; 森安 1994, 63–83; 森安 2004a = 森安 2015, 444–453, 467; Moriyasu 2004b; 森安 1985, 5–17, 39], 「この枠組みはどんな新資料が出てきても揺る

\* 大阪大学大学院人文学研究科教授 (MATSUI Dai. Professor, Graduate School of Humanities, The University of Osaka)

(1) 『内陸アジア言語の研究』23, 2008, ii; 『東方学』149, 2025, 164–165.

がない」という自信をも語っておられた。SUK の刊行を『毎日新聞』紙上で紹介するに際し、護雅夫先生が序言に寄せた「金字塔」の語を躊躇いなく標題に用いられたのも、その自信があつてのことだったろう<sup>(2)</sup>。

その SUK は、森安先生も前述の新聞紙上で「日本のみならず世界の東洋史学・言語学・経済史・法制史学の分野で利用されることを期待して」と述べられたように、山田信夫先生の「ウイグル語文書を単に言語資料としてのみ扱うのではなく、歴史資料として正当に位置づけ、その背後にあるウイグル社会史像の再構成に役立てる」という意図・問題意識から出来し、その第 2 巻を 121 通のウイグル契の校訂テキスト資料集としたものである [SUK II, viii]。実際に、同書の校訂テキストが国内外のウイグル学界・中央アジア史学界に与えた恩恵はまことに大きい。

しかし誤解を恐れずにいえば、SUK 所掲の校訂テキストは、まず 1960 年代に護・山田両先生により本格的に着手され、また編者らが中心となって SUK 刊行に至るまでに蓄積してきた歴史的的分析<sup>(3)</sup>のいわば“結果”として析出されたものであり、従って、同書のテキストを利用して未解明のウイグル社会史像の再構成に取り組もうとする時には、なお残されている未詳語彙や文意不明・難読箇所<sup>(4)</sup>の解明が必須となる。現時点で利用できるウイグル語資料の総数は SUK 刊行までの時点に比して大きく増加しており、それらを分析して SUK のテキスト校訂と内容理解を精緻化することは、歴史再構成と表裏一体・不可分の作業といえる。

筆者はウイグル語社会経済文書による中央アジア史の再構成作業において、SUK 所収の契約文書類についても、いくらか修訂作業を試みてきた<sup>(4)</sup>。本稿もその一環として、契約類をはじめとするウイグル文書に関わる雑多・微細な未解明の問題を考察するものである。

## 1. XWV'R ~ XWVP'R ~ XWVV'R<sup>(5)</sup>

ウイグル契には、違約罰の設定に際して、XWV'R ~ XWVP'R ~ XWVV'R と綴られる単語を在証するものが 3 通確認される。

### (1) SUK Sa03 = U 3908 (T III M 205)

24bo sav-ta qayu-sī aγiš(s)ar-biz üčär yuz bešär otuz qunpu 25ičrä XWVP'R berüşür-biz

「<sup>24</sup>この件 (=契約) に (当事者の) 誰かが違反したなら、325 官布ずつを <sup>25</sup>内々の罰金(?) として与え合うこととする」

### (2) SUK Ad02 = SI 4735 (O/70)

13qayu-sī 14bo sav-tin aγišsar-biz birär yastuq XWV'R 15berüşür-biz

(2) 森安孝夫「シルクロード学の不滅の金字塔：「ウイグル文契約文書集成」に寄せて」『毎日新聞』1993 年 11 月 30 日夕刊文化面。

(3) SUK 第 2 巻所収の文献目録を参照。

(4) 松井 2005a, Matsui 2005b, 松井 2024 および BT XLVIII などの諸処を参照されたい。

(5) 本節は、筆者の旧稿 [松井 2024, 117] では不完全であった検討から分析を進めたものである。考証の過程を示すため、旧稿の叙述を本節でも繰り返した箇所がある。

「<sup>13</sup>私たち、そのどちらかが<sup>14</sup>この言葉に違反するならば、私たちは各1錠の罰金を<sup>15</sup>与え  
あう」

(3) \*U 9316 (T II B 65) [cf. Raschmann 2015, 410; Uzuntaş 2022, 214–216]

6birök üč yili tükämädin yulsar 7XWVV'R beş böz bir şiy beş küri buyday munča tavarıy 8üzüştümüz  
「もしも（典質期間の）3年が満了する前に、（質入れした田地を出典者が）取り戻そうと  
するなら、7XWVV'R（として）5綿布と1石5斗の小麦、このような財物を（支払う）と、  
8私達は決定した」

この3例中、SUK 編者が扱い得たのは(1) Sa03 と(2) Ad02 の2例である。SUK 編者は(1)の XWVP'R を quvpar, (2)の XWV'R を quvar と転写し、上掲引用の通り「罰金」と訳出した。SUK 編者が quvpar ~ quvar を同一語と解釈していたことは、語彙集の「quvar, quvpar (< chin. 罰) 罰金, 罰 Bußgeld, Bestrafung」という説明からも明瞭である [SUK II, 278]。この説明は、「quvar ~ quvpar は漢語からの借用語であり、前分の qu- / quv- の語源は不明ながら、後分の -var / -par は罰に由来する」ことを含意する。(1)(2)の文脈は違約罰の設定に関して並行するものであり、quvar ~ quvpar (= XWV'R ~ XWVP'R) を「罰金」をさす同一語とした SUK 編者の解釈はおおむね妥当であり、後発のウイグル契研究者にも支持されている<sup>(6)</sup>。

また、(3) U 9316 にみえる XWVV'R が XWV'R ~ XWVP'R の異形であることも、文脈に鑑みて疑問は無い<sup>(7)</sup>。ここでは通貨的に使用される綿布 (böz) とともに小麦 (buyday) で XWVV'R を支払うことが設定されており、この語が「罰金」つまり通貨・金銭だけでなく「罰、罰物、科料」一般をさすことも確認できる。この U 9316 文書は典型的な半楷書体ウイグル文字で書かれており、10–12 世紀の西ウイグル期に属することは明らかである。また(1) Sa03 にみえる官布 (qunpu ~ quanpu) の語も、この Sa03 文書が西ウイグル期に由来したことを示唆する [森安 1992, 48–50; 森安 1994, 70–71; 森安 2004a, 445]。従って、ウイグル語 XWV'R ~ XWVV'R ~ XWVP'R が漢語に由来するとすれば、その形式は10世紀頃までに確立したウイグル字音形式を反映していたと考えられる。

上述のように、SUK 編者は XWV'R ~ XWVP'R = quvar ~ quvpar の後分 -var ~ -par を「罰」と推



Fig. 1

\*U 9316, 7XWVV'R  
(After Raschmann 2015, 408)

<sup>(6)</sup> QUYV, 133, 295 (*järnamä* 'fine, penalty'); UDDVT, 146–147. さらに、本文に後述する諸研究を参照。

<sup>(7)</sup> Raschmann はこれを SUK Ad02 と同形の XWV'R = quvar と判読し、これに Uzuntaş も従った。しかし、XW- と -V'R の間にはやや不鮮明ながら -v- 字を確認でき [Fig. 1 参照], XWVV'R と修正できる。この \*U 9316 文書は、SUK 所収文書には類例の無い土地典質契であり、第2次ドイツ隊がトルファン北方の景教遺址 Bulayiq から将来したもの、第二次世界大戦中に原文書は行方不明となっており、現時点では Reşid Rahmeti Arat が撮影した写真資料によってのみ確認できる [Raschmann 2015, 409; VOHD XIII-28, 57–58]。

定していた。罰 (MC \**b'jwpt*) のウイグル字音形式は *var ~ par* と推定され<sup>(8)</sup>, SUK 案と整合する。一方、前述の通り、SUK 編者は前分の XW ~ XWV の元の漢字を特定せず、語彙集で記号「□」によって示すに止めていた。ところが、一部の研究者はこの記号「□」を漢字の「口」または「□」と誤解し、XWV'R ~ XWVP'R = *quvar ~ quvpar* の語源として「口罰」や「□罰」を提案している<sup>(9)</sup>。

漢語の「口罰」は「ことばで悪い行ないをしたことについての罰」として『中阿含経』に在証されるものの、筆者管見の敦煌・トゥルファン出土漢文世俗文書（社会経済文書）類には見出されない。日常的な「罰金・罰物」をさす語としてウイグル語に借用され、契約の場で常用されたとは考えづらい。なお口 (MC \**k'au*) のウイグル字音は XYW ~ XYV = *qiu ~ qiv* であり [庄垣内 1987, 142; BT XXXIV, 108, 127, 180], XW- ~ XWV- と完全には一致しないことにも留意する必要がある。別案の「□罰」は漢籍資料に在証されない幽霊語であり、また音韻の上からも □ \**jwgi* がウイグル字音で XW ~ XWV と表記された可能性は無い<sup>(10)</sup>。

以上の「口罰」や「□罰」の他に、*quvar ~ quvpar* の語源として、李経緯はつとに「苦罰」[李経緯 1996, 22], 後に「酷罰」[李経緯 2012, 244] を提出していた。前者の「苦罰」は漢文仏典に確認され [『大正』 vol. 22, no. 1421, 34a10; 同 vol. 40, no. 1807, 464a26], また後者の「酷罰」は、近親者の死を「(天から与えられた) 残酷な罰」とする比喩的表現として敦煌文献に散見する [『敦煌文献語言大詞典』 1, 1184]。ウイグル字音に鑑みれば、李経緯の当初案の苦 (MC \**k'uo*) > *qu ~ quu* のほうが、溪母沃韻一等の酷 (MC \**k'uok*) > \**quɣ* よりも、問題の前分 *qu ~ quv* には適する [cf. 庄垣内 1987, 37-38, 77-79; BT XXXIV, 120, 173]。とはいえ、「苦罰」・「酷罰」のいずれも、やはり漢文世俗文書中に法的術語としての用例を見出せない。社会経済文書で常用される語彙としてウイグル語に借用された可能性は低い。

なお、SUK 編者のひとり森安孝夫は、西ウイグル時代の書簡文書 Or.8212/129 recto に <sub>3,6</sub>*quv* という語を読み取り、これを *quvar ~ quvpar* と同源の語と想定して「罰金、科料」と解釈した [BT XLVI, 59]。ただし、森安は *quv* を漢語からの借用語とは明言していない。それゆえ、J. Wilkens のウイグル語辞典 [HWAU, 284] が *quv ~ huv* 「罰金、違約金 (< Chin. □)」という項目を設けたのは、森安の提案を敷衍したものであろうが、十分な根拠があるものとはいえない。

いずれにせよ、敦煌・トゥルファン地域の漢語書写文化や法律用語がウイグル契およびウイグル語社会経済文書に大きな影響を及ぼしたことは広く承認されている<sup>(11)</sup>。従って、問題の

(8) 罰の奉母はウイグル字音では /v/ ~ /f/ となったが、土着化して /p/ ~ /b/ ともなり得た。この点は庄垣内 2003, 50-51 の挙げる諸例の他に、敦煌出土のモンゴル期の頭韻詩にみえる佛 > *vīr* > *pīr*, 梵 > *vam* > *bam* からも傍証される [Zieme 2017, 33]。また罰の月韻は通常は /ur/ とされたが、唇音声母と結合する際には /ar/ ともなり得た [庄垣内 2003, 85-87; BT XXXIV, 91-92]。

(9) A. M. Özyetgin が「口罰」、J. Wilkens が「□罰」案を提唱し、それぞれに賛同者を得ている [Özyetgin 2014, 103; Keskin 2022, 47, 644; HWAU, 284 (*huvar ~ kuvar*); Uzuntaş 2022, 83, 220]。

(10) ウイグル字音では喻母三等は /v/ ~ /w/, また喻母合口に後続する微韻は /i/ となったので、□のウイグル字音は VY ~ WY = *vi ~ wi* と推定される [吉田 1994, 319-318; 庄垣内 2003, 67-69, 77-79; BT XXXIV, 113-114, 124-125]。

(11) その最重要の根拠はウイグル契の書式が唐宋時代の漢文契に由来することである [護 1960; Moriyasu and

XWV'R ~ XWVV'R ~ XWVP'R を漢語の「罰」の借用語とした SUK の推定自体は支持される。このような視点から敦煌・トゥルファン発現の漢文世俗文書を可能な範囲で検索した結果、筆者は、9~10世紀の敦煌文書にみえる「告罰」がその語源であると確信するに至った。

「告罰」は、いわゆる社司転帖類において、帖の転送の遅延に対する罰則を定める際に頻用される：「もしも帖を停滞させたら、きまり通りに罰を与える。帖は回覧後には事務局に戻され、「告罰」のための証拠とする【如滞帖者，准條科罰，帖周却付本司，用憑告罰】」[e.g., 那波 1974, 459-574; TTD IV, 20-88; 鄭炳林・魏迎春 2004]. 同じく敦煌出土の「釋門帖諸寺綱管」(P.6005) は、寺院の施設を「綱管・寺卿」が管理することを義務づけた上で、「公務に意を用いない者は、前記の例と同様に「告罰」する【如不存公務者，同上告罰】」[『真蹟積録』4, 121]として「告罰」の語を在証する<sup>(12)</sup>。これらの敦煌文書中の「告罰」は「罰を受けるべきことを自ら願い出て赦しを請う」ことを含意していたというのが、「告罰」の語そのものは一般的な「罰を与える；懲罰，処罰」として古くは『漢書』にみえ、また『宋史』や明清期の小説にも用例が確認される[張小艷 2013, 105-106; 姫慧 2021, 256-258; 『敦煌文獻語言大詞典』1, 732]. 管見の限り、敦煌契には違約罰の設定に際して「告罰」を用いた例は無く、トゥルファン出土漢文文書にも「告罰」は在証されないが、この語自体は一般的な「罰，懲罰」として汎用されていたのであるから、ウイグル語にもその語義により借用された可能性を想定できるだろう<sup>(13)</sup>。

「告」の中古音には豪韻の \*kau と沃韻の \*kuok の両系統があるが、ウイグル字音には前者を反映する X'W = qau が確認される [BT XXXIV, 179]. 豪韻の一般的なウイグル字音は /au/ ~ /av/ であったが、これは /o/ ~ /ou/ ~ /ov/ にも転訛したので [庄垣内 1987, 65-66, 68; 吉田 1994, 336, 294; BT XXXIV, 126, 179], 告のウイグル字音 qau にも qo ~ qov という異形を想定できる<sup>(14)</sup>。すなわち、上記のウイグル契(1)~(3)にみえる XWV'R ~ XWVV'R ~ XWVP'R 「罰；罰金，罰物」は、漢語「告罰」のウイグル字音形式とみて qovar ~ qovvar ~ qovpar と転写できる<sup>(15)</sup>。

Zieme 1999]. この点は本稿第 3 節も参照せよ。さらに、古ウイグル文書に見られる税役術語にも漢語の術語に由来・淵源するものが見出され、西ウイグル王国が唐代の行政制度を継受したことを示唆する [松井 1998, 043-047; Matsui 2005b, 69-73; 松井 2018, 124-131; BT XLVIII, 28-30].

- (12) なお、Stein 将来の「索法律和尚義辯窟銘」(Or.8210/S.530<sub>48-49</sub>)には「咸通十年歲次某年某月日，坐終于金光明寺本居禪院。門人躋躋，一郡綴春。宗族悲哀，痛丁告罰」とみえるが、この「告罰」は「酷罰(天が与えた残酷な罰としての近親者の死)」の誤記とみなされる。実際、この文書の平行テキスト「沙州積門索法律窟銘」(P4640<sub>52</sub>)では「痛丁酷罰」とされている[『真蹟積録』5, 156, 99].
- (13) 同様に、敦煌文書およびウイグル文書に在証されるものの、トゥルファン出土漢文文書にはみえない術語としては官布 (> quanpu ~ qanpu ~ qunpu) や立機 (> livki ~ läwki) が知られる [森安 1991, 52; 松井 1997, 114; BT XLVI, 176].
- (14) 道理 \*d'au-lji 「道理，原理，教理；言い分，主張」を借用したウイグル語 tauli が tovlī という異形を生じたのも、同様の転訛の例である [Mirsultan 2019, 133; 松井 2024, 118-119].
- (15) 従って、森安が提案した quv 「罰金，科料」[BT XLVI, 59] も幽霊語として否定される。なお、森安が quv とした語を、筆者はつとに suv 「水」と判読していた [松井 2010, 44]. ウイグル文字の語頭の X-字と S-/š-字の辨別はしばしば困難ではあるが(これは書体を問わない)、この語の語頭字の筆致はその他の X-字 (ıquluṭı, 2,7qočo, 3,4,6qu(a)npu, squtadmiš) とは若干異なるので [BT XLVI, plate VI], 卑見の suv を採用すべきである。

2. PYZY<sup>(16)</sup>

前節でも言及したウイグル文土地売買契 SUK Sa03 (U 3908) の書記の人名を、SUK 編者は *22sutayī bizi* と転写した。これは、本文書を初めて校訂した P. Zieme の転写 [Zieme 1974, 298] を踏襲したものである。ただし Zieme は、別の仏教識語写本 Mainz 858 と小断片 Ch/U 6958v にも PYZY = *bīzi* ~ *bīzi* という語を見出し、Sa03 の *sutayī bizi* の後分 *bizi* = PYZY も同一の人名要素または称号である可能性を指摘していた [Zieme 1987, 273–274]。

現在までに筆者が窺知し得た限り、この人名要素／称号としての PYZY ~ PYZY は 23 例、その異形と思われる PYŠY は 2 例、これらの省略形と思われる PY は 2 例、合計 27 例が在証される。下掲の表 1 は、これらの在証例を、書体の別（半楷書→半草書→草書）によりおおむね年代順に配列し、さらに PYZY (~ PYŠY ~ PY) に先行する人名要素とその原語と推定される漢語名<sup>(17)</sup>、PYZY (~ PYŠY ~ PY) 自体の翻字形式、後続する格語尾の情報とあわせて整理したものである。

このうち 18 例 (①②③④⑤⑦⑧⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑲⑳) の PYZY という表記は、本来のウイグル語に無かった /z/ 音 [GOT, 83] を加点つきの Z 字により明示する。また①では後舌 (-qa)、③④⑦では前舌 (-kä, -täki) の接尾辞が用いられており、母音調和が一定しない。従って、この PYZY は固有のウイグル語ではなく外来語とみられ、Z 字の加点を欠く PYZY の例 (㉑㉒㉓㉔) と併せて *bīzi* ~ *pīzi* という転写を假に与えられる。ウイグル語に導入された /z/ は後に無声化して /s/ に転じたので [吉田 1994, 348; Yoshida 2000, 6–7; 橋本 2004, 32–33], PYŠY ~ PYŠY (⑥⑯) も PYZY ~ PYZY の転訛とみなせる。ただし、おそらくモンゴル時代に属する草書体の在証例 (⑱~⑳) からは、後代でもなお PYZY ~ PYZY の表記が一般的であったことが示唆される。

また、この PYZY ~ PYZY を称する者は、多く仏教的な漢語名を持っている (①~⑨, ⑮(?), ⑯~㉑)。既知の *tutung* (<都統), *šāli* (<(阿)闍梨), *siču* (<寺主), *šotza / šutza* (<上座／首座) と同様、この PYZY ~ PYZY = *bīzi* ~ *pīzi* も漢語の仏教的称号の借用語と考えられる。

筆者は旧稿 [Matsui 2012, 119–120] で、①②③⑥⑧⑨⑯の用例を掲げつつ、この PYZY ~ PYZY を漢語の毗尼／毘尼 (<Skt. *vinaya*) の借用語とみなした。その根拠は以下の諸点である。

(1) 敦煌文書『仏説阿弥陀経講経文』(Or.8210/S.6551) は、10 世紀中葉～後半の西ウイグル王国の僧号として「毗尼法師」に言及し、また「諸寺毗尼」の遍在を伝える [張廣達・榮新江 1989, 24–25, 30–31; 森安 1991, 159]。

<sup>(16)</sup> 本節は、2018 年 11 月の「絲綢之路民族語言研究工作坊」(蘭州：蘭州大学) および 2022 年 5 月 “Attested Middle Chinese in Early Foreign Transcriptions and Loanwords” (Berlin: Indiana University European Gateway) での口頭報告の内容に基づく。なお、成稿までには吉田豊氏 (帝京大学) から多々ご教示を頂戴した。この場を借りて深謝申し上げる。

<sup>(17)</sup> 原語となる漢語名は、ウイグル文字表記を、諸種の敦煌文書にみえる漢語人名およびそのウイグル字音形式と勘案して推定したものである [庄垣内 1987; 庄垣内 2003; BT XXXIV; 土肥 2015]。ただし、いずれの再構形式も、蓋然性が高いという程度のものであって、他の再構案を排除するものではない。表中の註記も参照されたい。

表1 PYZY (~PYŠY ~PY) の在証例

| No. 資料               | 書体  | 人名転写                        | 推定漢語名               | 翻字                 | 参考                     |
|----------------------|-----|-----------------------------|---------------------|--------------------|------------------------|
| ① Mainz 858          | 楷書  | kentso                      | 賢蔵/堅蔵               | PYZY -qa           | Zieme 1987, 273-274    |
| ② Mainz 778          | 楷書  | širmir <sup>*1</sup>        | 實密(?)* <sup>1</sup> | PYZY               | Cf. Zieme 2012, 151    |
| ③ U 5321             | 半楷書 | qaytso                      | 戒蔵/開蔵/海蔵            | PYZY -kä           | Cf. Matsui 2008, 21    |
| ④ *U 9315_Seite 1    | 半楷書 | vapkuy                      | 法恵                  | PYZY -täki         | VOHD XIII,28, #016     |
| ⑤ *U 9315_Seite 2    | 半楷書 | šentse                      | 善浄/善清               | PYZY -T'           | VOHD XIII,28, #016     |
| ⑥ *U 9248            | 半楷書 | yäv                         | 姚(?)                | PYŠY <sup>*2</sup> | Matsui 2012            |
| ⑦ U 5589             | 半楷書 | [ ]YNTSW <sup>*3</sup>      | □蔵 <sup>*3</sup>    | PYZY -kä           | VOHD XIII,22, #598     |
| ⑧ Ch/U 6958 v        | 半楷書 | kuyčeu <sup>*4</sup>        | 慧超/恵照 <sup>*4</sup> | PYZY               | Cf. Matsui 2008, 21    |
| ⑨ U 3908             | 半草書 | qooqay <sup>*5</sup>        | 光海/広海 <sup>*5</sup> | PYZY               | Cf. SUK Sa03           |
| ⑩ BΦc3-4204          | 半草書 | qara toyin                  |                     | PYZY               | Zieme 2021             |
| ⑪ U 6075             | 半草書 | [.....]                     |                     | PYZY -NY           | VOHD XIII,22, #284     |
| ⑫ Ch/U 7254 v        | 半草書 | čanaq tutung {...WK}        |                     | PYZY               | Cf. VOHD XIII,22, #515 |
| ⑬ Ch/U 7254 v        | 半草書 | [.]YZ-'änük                 |                     | PYZY               | VOHD XIII,22, #515     |
| ⑭ Ch/U 7254 v        | 半草書 | 'är-'änük                   |                     | PYZY               | VOHD XIII,22, #515     |
| ⑮ Ch/U 7254 v        | 半草書 | Č'TY <sup>*6</sup>          |                     | PYZY               | VOHD XIII,22, #515     |
| ⑯ SI 4063 (4b Kr/72) | 草書  | nekuy <sup>*7</sup>         | 寧恵/寧慧 <sup>*7</sup> | PYŠY <sup>*7</sup> | 松井 2005a, 54-55        |
| ⑰ SI 4026 (4b Kr/9a) | 草書  | šinkuy <sup>*8</sup>        | 神恵/神慧 <sup>*8</sup> | PY                 | 松井 2005a, 51-52        |
| ⑱ SI 4026 (4b Kr/9a) | 草書  | šinkuy <sup>*8</sup>        | 神恵/神慧 <sup>*8</sup> | PY                 | 松井 2005a, 51-52        |
| ⑲ Tuyuq NK10-B       | 草書  | [tay]šingdu <sup>*9</sup>   | 大乘奴 <sup>*9</sup>   | PYZY               | Yakup and Li 2019, 404 |
| ⑳ Tuyuq NK10-I       | 草書  | t(a)yšingdu <sup>*9</sup>   | 大乘奴 <sup>*9</sup>   | PYZY               | Yakup and Li 2019, 408 |
| ㉑ Ch/U 6167 v        | 草書  | qitso <sup>*10</sup> tutung | □蔵 <sup>*10</sup>   | PYZY?              | VOHD XIII,22, #478     |
| ㉒ U 5612             | 草書  | sam-boq-du                  | 三宝奴                 | PYZY               | VOHD XIII,22, #553     |
| ㉓ 榆林窟第 12 窟          | 草書  | [.....]                     |                     | [PY]ZY             | 松井 2017, no. 161       |
| ㉔ Ch/U 6583 v        | 草書  | [.....]                     |                     | PYZY               | VOHD XIII,22, #493     |

\*1 あるいは sirmir < 七密(?)/ 悉密(?)> と再構する可能性もある

\*2 本文書は Š 字と S 字を字形の上から区別する [Matsui 2012, 116]

\*3 [p]intso < 斌蔵, もしくは [k]entso < 賢蔵/堅蔵の可能性はある

\*4 VOHD XIII,22 の kuinvu (= KWYNVW), UWN III-1, 143 の hüennu (= KWYNNW) を修正する

\*5 SUK Sa03 は SWT'XY = sutayī としたが, XW'WX'Y = qooqay と修正することを提案する

\*6 ČYTY = čite ~ čiti < 智定の誤記とみなせるかもしれない

\*7 松井 2005a の 'YKWY = ikuy を NYKWY = nekuy と改める。なお, PYŠY の -š- は誤って左側に加點されている

\*8 šinkuy は šenkuy (< 善恵/禪恵) と同転写できる。なお⑰・⑱の綴字は同形であるが, 文書の内容からは別の人名とみなされる

\*9 Yakup and Li 2019 の tašvardu を修正する。なお, ⑲・⑳は同一人物と考えられる

\*10 X( )YTSW = q(a)ytso として③と同名とみなせるかもしれない

(2)毗/毘 (MC \*b'ji) は PY = pi (~ bi) とウイグル字音写される [庄垣内 2003, 129; BT XXXIV, 178].

(3)漢語の娘母 \*n- はウイグル字音では脱鼻音化した /z/ として受容されたと推定されるので<sup>(18)</sup>, 尼 (MC \*ni) も ŽY = zi と音写された可能性がある。

(18) ベルリン所蔵の U 5335 が娘母の女 (MC \*n'ivo) を ŠWW ~ SWW とウイグル字表記していることがその傍証となる [庄垣内 2003, 57, 70; BT XXXIV, 46-47, 102; cf. Shogaito 2021, 169]. なお, この語頭の Š- ~ S- の音価として庄垣内は /z/ を再構したが, U 5335 はモンゴル時代の写本なので, むしろ女 > \*zuu > suu という上着化に伴う無声化を想定すべきであろう。

ただし、この拙稿でも備忘したように、毗尼／毘尼 > piži (~ biži) という借用の想定には音韻上の問題も残っていた。この間に庄垣内正弘によって収集された多数のウイグル文字表記漢語仏典は、毘尼 > PYNY = pini を含め、尼を例外なく NY = ni とウイグル字音写する：Skt. vinaya > 毘尼 > PYNY; śākyamuni > 釋迦牟尼 > ŠYKYMWNŸ; akanīṣṭha > 阿迦尼吒 > 'K'NYČ'. 庄垣内は、これらの尼 > NY = ni はいずれもサンスクリット由来の音写漢語に属する特殊な読みを反映するものであって、漢語の娘母自体は一般に脱鼻音化したと想定した [庄垣内 2003, 57]。しかし、つとに孔子の諡である宣尼を TSWYN-NY = tsuen-ni と音写した例が知られており [百濟 1980, 56, 65; Matsui 2012, 120]、また庄垣内自身によって尼師 > NYŠY = niši という例も新たに回収された [BT XXXIV, 65, 102, 178; cf. Zieme 2021, 147]。サンクトペテルブルク所蔵の未公刊資料 SI 3995 (4b Kt/167) も、漢文『妙法蓮華經』本文の「比丘比丘尼」にウイグル文字で PY KYV PY KYVNY = pi kiv pi kivni という音注を施している<sup>(19)</sup>。これらの諸例は、毗尼／毘尼 > PYZY = piži ~ biži とする卑見（特に尼 > -ži) に対する反証となる [Matsui 2012, 119–120]。J. Wilkens が近刊の古代ウイグル語辞典において筆者の比定を “nicht sehr wahrscheinlich” と評したのも、如上の点を考慮したものであろう [UWN III-1, 142–143]。

しかし筆者は、あらためて毗尼／毘尼 > PYZY = piži (~ biži) の借用を提唱したい。

まず、筆者旧稿では迂闊にも看過していたが、西ウイグルの東隣の敦煌では、帰義軍時代に仏教教団の高僧として「毗尼藏主／毗尼教主」が活動していたことが多くの敦煌文書や石窟題記から確認される [姜伯勤 1993]。さらに時代を遡った 6 世紀の麴氏高昌国時代のトゥルフアンにも僧官としての「毗尼都敦問齋主」が存在した [姚崇新 1999, 44; 坂本 2022, 22]。これらの「毗尼」を冠する僧号・僧官は、その名の通り毗尼すなわち Skt. vinaya 「律」に関係する職務（律蔵の管理や、律による僧侶・僧団の規制・監督）を有していたと考えられ、前述の『仏説阿彌陀經講經文』(S.6551) にみえる西ウイグルの「毗尼法師；諸寺毗尼」も、おそらくこれらと同様の職責をもった僧官・僧号と考えられる。

さらに、2017 年に慶昭蓉・荻原裕敏が紹介したベルリン=アジア美術館 (Staatliche Museen zu Berlin, Museum für Asiatische Kunst) 所蔵の壁画断片 (III 739) のクチャ語銘文も、卑見の傍証となり得る。この壁画断片はドイツの第 3 次中央アジア探検隊がクチャ・シムシム (Simsim > 森木塞姆) 石窟第 46 窟から将来したもので、そこに描かれた供養比丘像の頭上には傍題として 2 行のブラーフミー文字クチャ語銘文が記される。その第 2 行の前半部を、慶・荻原は thai [tänk] ś[ā]lyi phijji hwāp hko s(t)e 「(これは) 大[唐]の闍梨披緇の法護である」と判読した [慶昭蓉・荻原 2017, 381–383]。慶・荻原の thai [tänk] < Chin. 大[唐], ś[ā]lyi < (阿)闍梨, hwāp-hko < 法護 (= Skt. Dharma-*ra*kṣa ~ Dharma-pāla ~ Dharma-gupta) という再構案は妥当であるが、しかしながら、phijji を披緇 (MC \*p'jiç-tsi) の音写と想定し、この披緇を「出家僧」をさす術語とみなした点は修正すべきであろう。慶・荻原自身も認めるように、莊母の緇 \*tsi がクチャ語で /jji/ と音写されたとはややや

<sup>(19)</sup> ウイグル字音の比 > pi, 丘 > kiv の例は確認されている [庄垣内 2003, 129, 131; BT XXXIV, 178, 181]。

えづらく [慶昭蓉・荻原 2017, 385, 391–392], また敦煌・トゥルフアンほか中央アジア出土漢文文書には僧に対する称号としての「披緇」の用例は見出されないからである。筆者は、敦煌・トゥルフアン発現漢文資料にみえる僧官・僧号としての「毗尼／毘尼」の諸例も勘案して、このクチャ語の僧号 *phijji* も「毗尼／毘尼」の音写であり、ウイグル語 *piži* (~ *biži*) < 毗尼／毘尼の並行例とみなすことを提案する<sup>(20)</sup>。

また、大谷探検隊によりクチャ・クムトラ石窟から将来され、現在は東京国立博物館に所蔵される漢文壁画断片には「大唐<sup>唐</sup>嚴寺上座四<sup>四</sup>鎮都統律師<sup>悟</sup>道」という傍題がみえる。ここで<sup>悟</sup>道の称する「律師」号も、前述の麴氏高昌国や帰義軍期敦煌の「毗尼」を冠する僧号に類するものであったと筆者は推測したい。この「律師」に先行する「(四鎮)都統」は、8世紀前半の唐帝国支配下の安西四鎮における漢人仏教界の最高位の僧号であり、初期(おおむね10世紀末～11世紀初)の西ウイグル王国仏教界の最高位の僧号とされた *tutung* も、この「都統」号に由来する [森安 2007 = 森安 2015, 663]。また前述したように、敦煌出土の『仏説阿弥陀経講経文』は西ウイグルの「都統」に次ぐ僧号として「毗尼法師」に言及するが、<sup>悟</sup>道のように高位の「都統」が「毗尼=律師」を併称することもあったのかもしれない。実際、表1の⑫⑬のウイグル仏僧は都統 (*tutung*) とともに毗尼 (*piži* ~ *biži*) 号を称しており、また帰義軍期敦煌で「(応)管内釈門都僧政」・「河西釈門正僧政」・「河西応管内都僧統」など高位の僧官が「毗尼藏主／毗尼教主」を併称していた例もある [姜伯勤 1993, 1–3]。前掲のクチャ語銘文で法護 (*hwāp-hko*) が「(阿)闍梨 (*ś[a]lyi*)」と「毗尼 (*phijji*)」を併称していることも、この類例とみなせよう。

以上の諸点から、西ウイグル時代前後のトゥルフアン・クチャ・敦煌の仏教界では *Skt. vinaya* に由来する漢語の「毗尼」が僧号として汎用され、クチャ語には *phijji*, ウイグル語には *piži* (~ *biži*) として借用されたという状況を、ひとまず想定してよいものとする。

### 3. 漢文・ウイグル文合璧土地売買契：U 5797 + H128 + Ch/U 6124

ウイグル文契約文書の書式が唐宋時代の漢文契約文書を祖型として成立したことは、護雅夫の先駆的な研究によって証明された [護 1960]。これを承けた森安孝夫は、全てのウイグル契を13～14世紀のモンゴル帝国時代のものとした L. V. Clark の説を斥けつつ、ウイグル契の起源を10世紀の西ウイグル時代のトゥルフアン盆地に求め、唐宋時代の漢文文書との比較分析の有効性をあらためて提唱した [森安 1989, 51–54; cf. 森安 1994, 63–83]。その際に森安が重要な論拠として掲

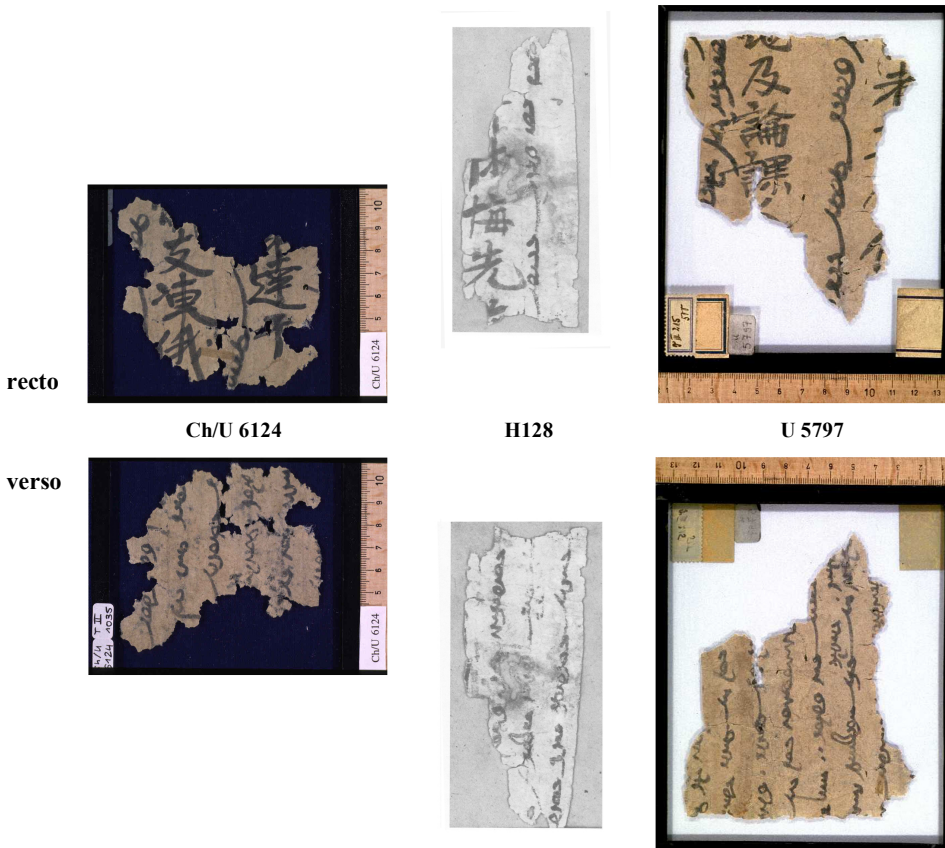
(20) すなわち、*-jji* < 尼も娘母の脱鼻音化の反映とみなせる。ちなみに、敦煌藏経洞出土のコータン=ブラーフミー文字音写漢文『金剛般若経』でも、娘母の女は *jū* と音写される [Thomas 1937, 36, 44; 高田 1988b, 90–91; Emmerick and Pulleyblank 1993, 8, 9, 72]。高田時雄は、このブラーフミー文字音写をチベット文字資料の音写例(尼 > *'ji* ~ *'ji* ~ *'dzi*, I は逆向き *gi gu*) と一致する扱いとみなす [高田 1988a, 87, 92–93, 312, 332; cf. 高田 1991, 29; 高田 1992, 17]。ただしクチャ語ブラーフミー文字の *j* は破擦音を示し、ウイグル字音が脱鼻音化した娘母を摩擦音の *z* で表記することは完全には整合しない。ウイグル語に導入されたトカラ語(A=クチャ語; B=アグニ語)の */j/* が、おおむねウイグル字の *Z* ~ *Ž* = */z/* ではなく *Č* = */tʃ/* で表記されることも注意される [HWAU, *passim*]。

げたトゥルファン出土の漢文・ウイグル文合璧文書の3断片（T I 176 = U 5368; T III 1153 + T III 173/119 = Ch/U 6100 + Ch/U 6101）は、やや後れて、森安と Peter Zieme との共同論文により、他の漢文・ウイグル文合璧文書断片とあわせて校訂・刊行された [Moriyasu and Zieme 1999].

|         |                             |                |
|---------|-----------------------------|----------------|
| MS. I   | Ch/U 6100 + Ch/U 6101 verso | 仏教寺院所有の土地台帳の断片 |
| MS. II  | U 5368 recto                | 土地売買契末尾の断片     |
| MS. III | U 5797 + Ch/U 6124 recto    | 土地売買契の断片       |
| MS. IV  | Ot.Ry. 1033 recto           | 公的な土地台帳の断片     |

森安の主張において最重要視されたのは、高昌国時代・唐代のトゥルファンに特徴的な田制関係術語「常田」を在証する MS. I である [森安 1989, 53; Moriyasu and Zieme 1999, 80–82; cf. 松井 2024, 120]. 一方、漢文土地売買契の行間に小字でウイグル文の逐語訳を挿入する MS. II も、漢語文化がウイグル語話者に与えた影響を実証する [cf. 松井 2023, 136].

また、U 5797 (T III 215.500) と Ch/U 6124 (T II 1035) の2断片からなる MS. III も、MS. II と同様



**Fig. 2** U 5797 + H128 + Ch/U 6124 recto & verso

U 5797 + Ch/U 6124 : Depositum der BERLIN-BRANDENBURGISCHEN AKADEMIE DER WISSENSCHAFTEN in der STAATSBIBLIOTHEK ZU BERLIN - PREUSSISCHER KULTURBESITZ, Orientabteilung

H128 : after HYB II, 344

に、やや大きめの字で記された漢文契の行間に小字でウイグル文を挿入したものである。MS. II から類推すれば、この MS. III のウイグル文も漢文契の訳文であった可能性が高い。しかし、現存のテキストは、より小さい Ch/U 6124 断片に見える人名要素・称号（達干 = tarqa[n]；凍俄 = to[ng]a）を除いて、漢文とウイグル文は逐語的には対応しない [Moriyasu and Zieme 1999, 89–91; 後掲語註 8c 参照]。

注目すべきことに、ごく最近、MS. II・MS. III と同様の漢文・ウイグル文合璧文書の断片 1 点が新たに紹介された。この断片は、中国西北科学考察団に参加した黄文弼により 1928–1930 年間にトウルフアン地域で発掘されたものの、その報告書である『吐魯番考古記』[黄文弼 1954]には掲載されていなかった。現在は、その他の黄文弼将来資料とともに北京の中国国家博物館に所蔵され、H128 という所蔵番号を与えられ（旧番号は K 7690）、近刊の『黄文弼所獲西域文書』（以下、HYB と略）でようやく写真複製とともに校訂・公刊されたものである<sup>(21)</sup>。

この新断片 H128 は、recto 面に漢文 1 行とウイグル文 1 行、また verso 面に仏教的内容のウイグル文 3 行を記す。Fig. 2 に示すように、これらの漢文・ウイグル文の筆跡は、それぞれ MS. II の 2 断片 (U 5797, Ch/U 6124) と同一のものとみなされる<sup>(22)</sup>。

これら 3 断片の表裏の現存テキストからは、それらを直に接合させる情報を得られない。ただし、H128 の漢文はおそらく U 5797 に後続し [語註 7c 参照]、また Ch/U 6124 は契約末尾の契約当事者・証人の記載に属する部分とみなせるので [語註 8u 参照]。recto 面の漢文・ウイグル文を以下のように仮に再構することができる（行数に付した c は漢文、u はウイグル文を示す）。漢文テキストの□は判読不能字の 1 字分の残画、字は残画による再構、字は全赤字の推補を示す。

テキスト

|        |    |  |
|--------|----|--|
|        |    | [missing]  |
| U 5797 | 1c | □□□□者□□□□  |
|        | 2u | [ ula](m) bitig tuta yer [alyučī qorsuz bolzun ] |
|        | 3c | □□□□地及論課人  |
|        | 4u | [ sözläri y]orimazun älig [stir? kümüs? ]        |
|        | 5u | [ ]n (...)[ ]                                    |
|        |    | [missing]  |
| H128   | 6u | [ ] üç yüz brgä yezün [ ]                        |
|        | 7c | □□□□不許休悔先悔者                                      |

(21) HYB I, 79, 136; HYB II, 344, 400. なお HYB I, 79 によれば、この H128 断片は付馬 2023 でさらに検討される予定であったが、実際に刊行された付馬 2023 ではこの断片は扱われていない。

(22) 従って、H128 断片の表裏のウイグル文を一連のものとした HYB I, 136 の解説は修正すべきである。なお、H128 断片と MS II (U 5368) とが同一文書に属する可能性も完全には否定できないが、紙寸を勘案しつつ漢文・ウイグル文の筆致を比較した限りでは、それぞれの字寸はやや異なるように思われる。最終的な判断のためには、これら MS II・MS III・H128 各断片の紙質や墨の成分分析などが必要となろう。

|           |     |   |
|-----------|-----|---|
|           |     | [missing]   |
| Ch/U 6124 | 8c  | <input type="text"/> □ 達干 <input type="text"/>              |
|           | 9u  | [ <input type="text"/> ] N tarqa[n <input type="text"/> ]   |
|           | 10c | <input type="text"/> □ 支凍俄 <input type="text"/>             |
|           | 11u | [ <input type="text"/> ė?] to[ng]a [ <input type="text"/> ] |
|           |     | [missing]   |

#### ウイグル文和訳

……<sup>2u</sup>…… [永久的な] 証文を保持して、田地の [買主は損害を被るな]、……<sup>4u</sup> [彼らの文句は] 通用しないように、50 [両の(?)銀(?)] ……<sup>5u</sup>……<sup>6u</sup>……三百 (回) の笞 (刑) をくらうように、……<sup>9u</sup>……タルカン、<sup>11u</sup>…… [チ] = トンガ、……

#### 語註

**2u** : 既刊のウイグル契の諸例 (SUK Sa02<sub>19-20</sub>; Sa09<sub>20-21</sub>; Sa16<sub>16</sub>; Sa22<sub>12-13</sub>; Sa23<sub>14-15</sub>; Sa29<sub>19-20</sub>; Sa15 + \*U 9214 = Uzuntaş 2022, no. 12<sub>12-13</sub>) から知られる限り、bitig tuta 「証文を保持して」<sup>(23)</sup> という表現は購入物件に対する買主の権利を保証する文脈で用いられるので、行後半の缺落部に対する Moriyasu and Zieme 1999 の推補は妥当である。

**3c** : 本処の「地及論課人」の解釈については、語註 7c を参照。

**4u, älig [stür? kümüş?]** : älig は数詞「50, 五十」もしくは「手 (~elig)」と解し得る [HWAU, 103, 255]. Moriyasu and Zieme 1999, 91 は疑問符付きながら「手」を採ったが、B. Keskin は älig [yil] 「50 [年]」と解釈する [Keskin 2022, 115, 377]. Keskin が yil 「年」を推補したのは、あるいは 2u 行の [ula](m) bitig 「[永久的な] 証文」との関連を想定したのかもしれない。これらに対して、筆者が älig [stür? kümüş?] 「50 [両の(?)銀(?)]」を推補する理由については、次註 6u を参照。

**6u, üç yüz brgä yezün** : brgä ~ bārgä は「鞭 (刑), 笞杖 (刑)」を意味し、しばしば qamči 「鞭, 笞杖」との二詞一意でも用いられる [HWAU, 160, 326]. 後続語を HYB I, 136 は venun と転写して訳出しない。しかしウイグル文字の V- と Y- はしばしば同様に書かれ、また語中の -NW- も仔細にみれば -ZW- と改められるので、YYZWN = yezün すなわち v. ye- 「食べる, くらう; (刑罰を) 受ける」 [Zieme 1982, 264, 266; SUK II, 140; HWAU, 326] の命令形とみて「(笞刑を) くらうように」と解釈することに問題は無い。

つとに森安孝夫は、西ウイグル時代のマニ教寺院経営令規文書が定める üç yüz qıyn 「三百 (叩きの) 刑」と、11 世紀の Abū Sa'īd Gardīzī によるペルシア語史書『歴史の装飾 (Zayn al-Aḥbār)』の西ウイグル関係記事との比較から、9 世紀後半から 10 世紀の西ウイグル時代の刑罰として 300 回の笞杖刑が一般的であったことを指摘した [森安 1991, 90, 163–164, 169; GUM, 112, 196, 203]. 本処の üç yüz bārgä 「三百 (回) の笞 (刑)」は明らかに üç yüz qıyn 「三百 (叩きの) 刑」と同一

<sup>(23)</sup> なお庄垣内正弘は、これらの tuta を「～に関して、～について」と解釈することを提案したが [庄垣内 1994, 142], SUK の「保持して」という訳解をなお支持すべきである [松井 2005a, 38, fn. 13].

の笞杖刑をさしており、また H128 断片を西ウイグル時代に比定する根拠ともなる<sup>(24)</sup>。

ウイグル文土地売買契の類例からみて、4u 行の [sözläri y]orımazun 「…… [彼らの文句は] 通用しないように」は、売主やその関係者に対して、買主の権利を侵害することを禁止する文言である [山田 1963, 49–50; 森安 1989, 61–74]。従って、本処の「三百 (回) の笞 (刑) をくらうように」も、売主とその関係者に対する違約罰を述べたものであろう。この点は次註 7c も参照せよ。

また『歴史の装飾』によれば、西ウイグルでは、処女との姦通罪に対しては、三百回の笞杖刑と併せて雌馬 1 頭と「50 両 (satır) の銀で作られた杯」が罰として課されていた [森安 1991, 163; 森安 2004 = 森安 2015, 453]。そこで筆者は、本処の「三百 (回) の笞 (刑)」に先行する 4u 行の älig 「50, 五十」も、『歴史の装飾』の伝える「50 両の銀 (で作られる杯)」という罰物に関連するものとみて、後続の脱落部を [stir kümüş] 「(50) 両の銀」と推補したい。すなわち、この 4u 行後半から 6u 行にわたるウイグル文は、ウイグル的伝統に基づく違約罰を規定していたものと考えるのである。なお脱落部にさらに他の罰物が記載されていた可能性もある。

7c: この行で確実に判読できるのは「休悔先」の 3 字のみである [HYB1, 79]。しかし、HYB 編者もこの漢文について「疑屬於契約文書」と註記するように、「休悔」の語は、特に敦煌出土の諸種の漢文契において「(締結を後悔して) 契約を解消する／破棄する；契約に違反する」の意で頻用される [『敦煌文獻語言大詞典』2, 2371]。以下に 2 通の敦煌契を具体例として掲げておく。

①吐蕃寅年 (822?) 令狐籠籠壳牛契 (S.1475v) [TTD III, 80, no. 259; 『真蹟積録』2, 34; 『英藏敦煌文獻』3, 75]

- 1 紫健牛壹頭陸歲，並無印記。
- 2 寅年正月廿日，令狐籠籠爲無年糧種子，今將
- 3 前件牛，出買與同部落武光暉，斷作麥漢
- 4 斛壹拾玖碩。其牛及麥，當日交相付了，
- 5 並無懸欠。如後牛若有人識認，稱是寒盜，
- 6 一仰主保知當，不忤<sup>(買)</sup>賣人之事。如立契後，在<sup>三</sup>
- 7 日內，牛有宿病，不食水草，一任却還本主。三日已
- 8 外，依契爲定，不許休悔。如先悔者，罰麥五碩，
- 9 入不悔人。恐人無信，故立私契。兩共平章，
- 10 書指爲記。「其壹拾玖碩麥內粟參碩，和。」
- 11 牛主令狐籠籠年廿九
- 12 兄和和年卅四

(24) 一方、モンゴル期のウイグル語文獻には、「57 回」や「107 回」など一の桁を 7 とする笞杖刑 (bärgä, qamči) の例が散見する [U 5298<sub>10,20</sub>; SUK WP04<sub>34</sub>; Fu and Xia 2021, 197; Sertkaya 2022, 577, \*U 9266]。Zieme 1982, 264 および Fu and Xia 2021, 198 も指摘するように、これらは明らかにモンゴル帝国・元朝の刑罰規定を反映する。『元典章』卷 39・刑部 1・刑制・刑法の冒頭の表を参照。

- 13 保人宗廣年五十二  
 14 保人趙日年卅五  
 15 保人令狐小郎年卅九

②唐天復九年（909, 後梁開平三年）敦煌洪潤鄉安力子売地契（S.3877）[TTD III, 84–85, no. 269; 『真蹟積録』 2, 8; 『英藏敦煌文獻』 5, 191]

- 1 階和渠地壹段兩畦共五畝，東至唐永德，西至道及汜温子，  
 2 南至唐永德及道，北至子渠兼及道。又地壹段兩畦共貳  
 3 畝，東至吳通通，西至安力子，南至子渠及道。北至吳通通。  
 4 已上計地肆畦共柒畝。日天復玖年己巳歲，洪潤鄉  
 5 百姓安力子及男搗搗等，爲緣闕少用度，遂將本戶口  
 6 分地出賣與同鄉百姓令狐進通。斷作價直生絹一疋，長肆仗。  
 7 其地及價，當日交相分付訖，無玄欠。自賣已後，其地永任進通  
 8 男子孫息侄，世世爲主記。中間或有廻換戶狀之次，任進通  
 9 抽入戶內。地內所著差稅河作，隨地伍當。中間若親姻兄弟  
 10 及別人，諍論上件地者，一仰口承人男搗搗兄弟伍當，不干  
 11 買人之事。或有恩 敕流亦行不在論理之限。兩共  
 12 對面平章，准法不許休悔。如先悔者，罰上耕牛一頭，  
 13 充入不悔人。恐人無信，故立私契，用爲後驗。  
 14 地主安力子

①の第 8–9 行「三日已外，依契爲定，不許休悔。如先悔者，罰麥五碩，入不悔人（売買した牛の引き渡しから三日以後以降は，契約に従うこととし，休悔を許さない。もしも先に悔 そうとすれば，罰として麦 5 石を相手方に支払う）」、②の第 11–13 行「兩共對面平章，准法不許休悔。如先悔者，罰上耕牛一頭，充入不悔人（この契約は当事者双方が協議して決めたものであり，法に従い，休悔を許さない。もしも先に悔 そうとすれば，罰として耕牛 1 頭を相手方に支払う）」を参照すれば<sup>(25)</sup>，我々の H128 の「休悔先」の直前の残画を「許」，また直後を「悔」と判読し，さらに前後一字を推補して「不許休悔。先悔者」（休悔を許さ [ない]。先に [悔 そうとすれば]）という文脈を再構できる。その後続部には具体的な違約罰が定められていたはずである。

この①②の他の多くの敦煌契も，「不許休悔」を含む違約罰文言は，契約の主内容・諸条件を記した後にみえ，それらの後には「後日のためにこの証文を作成する【恐人無信，故立私契】」のような定型表現と関係者（契約当事者・証人・保証人など）の記名が続く<sup>(26)</sup>。従って，我々の

(25) 文面の解釈については，仁井田 1980, 692–695, 678–679 も参照。

(26) TTD III, *passim*; 『真蹟積録』 2, *passim*. その他に，サンクトペテルブルク所蔵の丙申年（936）宋多胡雇工契（Jx 12012）や，杏雨書屋所蔵の李山売舎契（羽 064-1）・雇人史章口種地契（羽 069-1）などを加えられる [七小紅 2009, 188; 『敦煌秘笈』 影片冊 1, 392, 410].

H128 断片の「不許休悔、先悔者」も、漢文契の主内容と定型表現・関係者記名との間に位置して違約罰を設定したものであり、4u–6u 行のウイグル文もその違約罰文言に対応すると考えられる。一方、上掲②は、第 11–13 行の違約罰文言に先行して、第 9 行で「地内所著差稅河作」つまり売買物件とされた田地に課される税役の負担を定める。U 5797 断片の 3c 行の「 地及論課人 」はこれと同様の文脈、つまり契約の主内容に属していたと考えられる<sup>(27)</sup>。これらの諸点に鑑みて、U 5797 断片の後に新発現の H128 断片を配置することができる。

なお、上述の通り「休悔」の語は敦煌漢文契に多数在証されるのに対して、トゥルフアン出土漢文契には「休悔」を用いたものは無い<sup>(28)</sup>。ただし、唐代コートン出土・クチャ出土の漢文契には 1 点ずつ用例が確認される<sup>(29)</sup>。10 世紀頃の西ウイグルが敦煌と緊密に結びつき、西ウイグルに対する敦煌の漢人仏教・漢語文化の大きな影響はもはや周知のこととなっているが [e.g., 松井 2023, 136–137], 我々の漢文・ウイグル文合璧契約文書で「休悔」の語が用いられた背景に限ってみれば、そこに敦煌漢文契の影響を排他的に想定する必要はないだろう。

**8c, 達干**: 9u 行の tarqa[n] の漢字音写。古テュルク語称号・人名要素 tarqan ~ tarxan の用例は突厥時代から確認され、人名呼称の末尾の要素として用いられることが多い。また、本文書 3 断片の漢文 (1c, 3c, 7c, 8c, 10c) は、全体として字間を相当に詰めた筆致で記されている。この筆致に鑑みると、本処の「達干」の後続部分には漢文テキストが無かったと考えられる。そこで筆者は、この Ch/U 6124 断片上の 8c–11u 行とそれ以降は契約文書の末尾部分に属し、行ごとに契約当事者もしくは証人の名 ([...]N tarqan > □達干, [...č?] tonga > □支凍俄) を列挙していたものとみなしたい<sup>(30)</sup>。西ウイグル時代のウイグル契にみられる類例として、上述した U 5368 (= Moriyasu and Zieme 1999, MS. II) のほか、U 6112 + U 6163 + U 6166 + U 6201 (= Matsui 2006, Text C; Keskin 2022, 132, BaSa02) の末尾部分を参照できる。

以上の考証を総括すると、この 3 断片は、互いに直には接合せずまた漢文・ウイグル文のテキストも逐語的に相互対応しないとしても、おそらく漢文の土地売買契が先行して大字で記され、その後におおむね並行する内容のウイグル文が挿入されたとみなし得る。特に U 5797 断片からは、ウイグル文が事後に挿入されることを意図して漢文の行間をやや広く設けていたことがうかがえる。このような契約文書の作成過程からも、漢文契がウイグル契の基礎となったという護雅夫以来の見解が傍証される。

(27) Moriyasu and Zieme 1999, 91 では “[...] the land, and as for estimating(?) the corvée(?)” と英訳されていた。

(28) トゥルフアン契では違約行為をさす語として多く「變悔 (返悔) / 反悔 / 讞悔」を用いる [TTD III, *passim*; 『圖文』 I–IV, *passim*; 『吐魯番出土文獻詞典』 298]。ただし、唐上元二年 (761) 馬寺尼法口買牛契 (73TAM506:04/17) 第 8 行の「不許 悔」を、王啓濤は「不許先悔」と再構したが [『合集』 II, 748], 残画からは「不許休悔」と再構できるかもしれない [cf. 『圖文』 IV, 575]。

(29) コートン出土唐貞元年間 (ca. 790) 雇驢契 (S.6972) [TTD III, 79, No. 254; 『英藏敦煌文獻』 11, 252]; クチャ出土年次未詳某人雇白蘇大契 (Ot.Ry. 5444) [TTD III, 76, No. 246]。

(30) 従って、U 5797 の上側に Ch/U 6124 を配置した Moriyasu and Zieme 1999, 90 の提案も改められる。

ただし、トゥルファン・敦煌出土漢文契では、違約罰はおおむね罰金・罰物の支払により設定されており、笞刑その他の肉体刑を設定した例は知られない。これに対し、本文書のウイグル文が違約罰として——おそらく罰物「50 [両の銀]」に加えて——「三百 (叩きの) 刑」[語註6u 参照]を設定するのは、明らかにウイグル独自の文化的伝統に属する<sup>(31)</sup>。ウイグル文の契約文書文化が漢文契を基礎として成立した一方で、なお遊牧テュルク的要素をも保存していたことは、土地売買契の四至記載に対する護の分析 [護 1967] からも示唆されていたが、新出の H128 断片はその新たな明証となる。

今後、本文書 3 断片のテキストを補充する断片が各国所蔵の既知の諸コレクションあるいは新規発掘資料の中に見出されれば、トゥルファン地域のテュルク語化あるいは遊牧ウイグルの都市民・定住民化の実態分析をさらに深化させられるであろう。

## 結語

本稿の緒言で言及した『毎日新聞』紙上の SUK 紹介文で、森安先生は、古ウイグル語文書研究とは「解読率を 6 割から 8 割、8 割から 8 割 5 分へと上げることはできても、その後が遅々として進まないものである」が、そのような「解読に莫大な労力と時間を要する古文書に黙々と取り組む文献学者の……地道な研究こそが真の歴史を再構成する力になる」と述べておられた。大学院進学後、SUK 編集のお手伝いを一つの契機としてウイグル文書研究を始めた筆者は、この力強いお言葉に深く感銘を受けたものである。

しかし、いざウイグル文書の歴史学的分析に取り組んでみると、未解明のままに残された諸術語の判読と解釈という初歩的段階においてすら「莫大な労力と時間を要する」困難は予想以上のものであった。森安先生の「僕はウイグル文書の研究者じゃない」という仰せは、個別のウイグル文書の片言隻句の判読と解釈に躊躇しがちな筆者を、「歴史像の再構成にこそもっと注力せよ」と叱咤されるなかで出てきたものでもあった。

その一方で、森安先生は、ウイグル文の正確な判読や文法的理解をおざなりにしたアイデア先行の歴史再構をも強く戒められた。筆者が提出するテキスト校訂やその背景分析に些かでも疑念や不備が残っていれば、常に厳正な査問・批評を下された。脳髄に汗するような緊張感とともに先生と意見を応酬する機会がご逝去により喪われたことは、痛惜に堪えない。

森安先生は、多数の論考を通じて豊かなウイグル史像を堅牢に再構成されたが、同時に今後の研究により解決されるべき諸問題をも少なからず示されている。そして、SUK や手紙文書集成 [BT XLVI] など、先生の主要なウイグル文書校訂研究にも、なお未解読・不明とされている部分が——量にすれば 1 割に満たないかもしれないが——残されている。緒言にも述べたように、

<sup>(31)</sup> モンゴル時代のウイグル契にも、違約罰としてモンゴル皇帝・皇族・ウイグル王イドゥククトや諸官員への罰物 (qizyt) とともに「重い刑 (ayir qin ~ qiyn)」を課すもの (SUK Ad01, WP01, WP02, Mi01, Mi03) が見出される。ウイグル語文献における qizyt 「罰, 罰物, 罰金」と qiyn ~ qin ~ qiyin 「刑, 肉体刑」の使い分けについては、森安 1991, 88; GUM 109–110 を参照。

これらの不明点を解決していくことが、中央アジア=ウイグル社会の「真の歴史を再構成する」ことに直結するものと信じる。泉下の先生からは「松井君は枝葉末節に拘泥しすぎ」とのお叱りをなおも蒙ることであろうが、地道に分析を積み重ねたい。

## 略号・参考文献

- BT XXXIV = Shogaito Masahiro et al., *The Berlin Chinese Text U 5335 Written in Uighur Script (Berliner Turfantexte XXXIV)*. Brepols, 2015.
- BT XLVI = Moriyasu Takao, *Corpus of the Old Uighur Letters from the Eastern Silk Road (Berliner Turfantexte XLVI)*. Brepols, 2019.
- BT XLVIII = Matsui Dai, *Old Uigur Administrative Orders from Turfan (Berliner Turfantexte XLVIII)*. Brepols, 2023.
- 慶昭蓉・荻原裕敏 2017: 「龜茲壁畫中の唐僧: 森木塞姆第 46 窟供養人之個案研究」『唐研究』23, 379–395.
- 土肥義和 2015: 『八世紀末期～十一世紀初期 敦煌氏族人名集成』氏族人名篇・人名篇. 汲古書院.
- 『敦煌秘笈』= 武田科学振興財団杏雨書屋 (編) 『敦煌秘笈』目録冊・影片冊 1–9. 武田科学振興財団, 2009–2013.
- 『敦煌文獻語言大詞典』= 張涌泉・張小豔・邵同麟 『敦煌文獻語言大詞典』上・下. 四川辭書出版社, 2022.
- Emmerick, Ronald E. and Edwin G. Pulleyblank 1993: *A Chinese Text in Central Asian Brāhmī Script: New Evidence for the Pronunciation of Late Middle Chinese and Khotanese*. Roma: Istituto italiano per il Medio ed Estremo Oriente.
- 付馬 2023: 「中國國家博物館藏黃文弼所獲回鶻文書研究札記」『中國國家博物館館刊』2023-8, 151–159.
- Fu Ma 付馬 and Xia Lidong 夏立棟 2021: Comprehensive Study on Old Uighur and Chinese Wall Inscriptions in Room B of Newly Excavated Cave 26 in Tuyuq Grottoes, Turfan. *Acta Orientalia Academiae Scientiarum Hungaricae* 74-2, 181–206.
- GOT = Marcel Erdal, *A Grammar of Old Turkic*. Brill, 2004.
- GUM = Moriyasu Takao, *Die Geschichte des uigurischen Manichäismus an der Seidenstraße*. Tr. by Christian Steineck. Harrassowitz, 2004.
- 橋本貴子 2004: 「トゥルフアン出土の難字音注断片に反映されるウイグル漢字音について」『アジア言語論叢』5, 17–44.
- 『合集』= 王啓濤 『吐魯番文獻合集: 契約卷』全 4 卷. 巴蜀書社, 2019.
- 黃文弼 1954: 『吐魯番考古記』中國科學院.
- HWAU = Jens Wilkens, *Handwörterbuch des Altuigurischen*. Universitätsverlag Göttingen, 2021.
- HYB = 榮新江・朱玉麒 (編) 『黃文弼所獲西域文書』上・下. 中西書局, 2023.
- 姬慧 2021: 『敦煌社邑文書常用動詞研究』甘肅文化出版社.
- 姜伯勤 1993: 「敦煌毗尼藏主考」『敦煌研究』1993-3, 1–9.
- Keskin, Berker 2022: *Eski Uyğur Türkçesi hukuk belgeleri*. Türk Dil Kurumu.
- 百濟康義 1980: 「ウイグル訳『妙法蓮華經玄贊』(1)」『仏教学研究』36, 49–65.
- 李經緯 1996: 『回鶻文社會經濟文書研究』新疆大学出版社.
- 李經緯 2012: 『回鶻文社會經濟文書輯解』上・下. 甘肅民族出版社.
- 松井太 1997: (書評) S.-Chr. Raschmann, *Baumwolle im türkischen Zentralasien*, 1995. 『内陸アジア言語の研究』12, 99–116.
- 松井太 1998: 「モンゴル時代ウイグルistan 税役制度とその淵源」『東洋学報』79-4, 026–055.
- 松井太 2005a: 「ウイグル文契約文書研究補説四題」『内陸アジア言語の研究』20, 27–64.
- Matsui Dai 2005b: Taxation Systems as Seen in the Uigur and Mongol Documents from Turfan: An Overview. *Transactions of the International Conference of Eastern Studies* 50, 67–82.
- Matsui Dai 2006: Six Uigur Contracts from the West Uigur Period (10<sup>th</sup>–12<sup>th</sup> Centuries). 『人文社会論叢』人文科学篇 15, 37–62.
- Matsui Dai 2008: Revising the Uigur Inscriptions of the Yulin Caves. 『内陸アジア言語の研究』23, 17–32.
- 松井太 2010: 「西ウイグル時代のウイグル文供出命令文書をめぐって」『人文社会論叢』人文科学篇 24, 25–53.
- Matsui Dai 2012: A Sogdian-Uigur Bilingual Fragment from the Arat Collection. 新疆吐魯番學研究院 (編) 『語言背

- 後的歴史：西域古典語言學高峰論壇論文集』上海古籍出版社，115–127.
- 松井太 2017: 「敦煌石窟ウイグル語・モンゴル語題記銘文集」松井太・荒川慎太郎（編）『敦煌石窟多言語資料集成』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所，1–160, +Figs. 1, 3–7.
- 松井太 2018: 「ウイグル文供出命令文書の機能に関する再考察」『内陸アジア言語の研究』33, 109–134.
- 松井太 2023: 「トルキスタン・トルコ系諸集団とモンゴル帝国」弘末雅士・荒川正晴（編）『モンゴル帝国と海域世界：12～14世紀』（岩波講座世界歴史 10）岩波書店，133–158.
- 松井太 2024: （書評）Uzuntaş 2022. 『内陸アジア言語の研究』39, 111–124.
- MC = Middle Chinese according to Bernhard Karlgren, *Grammata serica recensa, The Museum of Far Eastern Antiquities Stockholm Bulletin* 29, 1957, 1–332.
- Mirsultan, Aysima 2016: Kontinuität in der Phraseologie des Alt- und Neuuigurischen vom 14. bis zum 20. Jahrhundert. In: Johannes Reckel (ed.), *Central Asia Sources and Central Asia Research*, Universitätsverlag Göttingen, 121–137.
- 護雅夫 1960: 「ウイグル文消費貸借文書」『中央アジア古代語文献』（西域文化研究 IV）法蔵館，221–254.
- 護雅夫 1967: 「sičī と四至」『古代トルコ民族史研究』第 I 巻，山川出版社，477–493（初出：『和田博士古稀記念東洋史論叢』講談社，1961）.
- 森安孝夫 1985: 「ウイグル語文献」山口瑞鳳（編）『敦煌胡語文献』（講座敦煌 6）大東出版社，1–98.
- 森安孝夫 1989: 「ウイグル文書割記（その一）」『内陸アジア言語の研究』4 [1988], 63–93.
- 森安孝夫 1990: 「ウイグル文書割記（その二）」『内陸アジア言語の研究』5 [1989], .
- 森安孝夫 1991: 「ウイグル=マニ教史の研究」『大阪大学文学部紀要』31/32.
- 森安孝夫 1992: 「ウイグル文書割記（その三）」『内陸アジア言語の研究』7, 43–53.
- 森安孝夫 1994: 「ウイグル文書割記（その四）」『内陸アジア言語の研究』9, 63–93.
- 森安孝夫 2004a: 「シルクロード東部の通貨」森安孝夫（編）『中央アジア出土文物論叢』朋友書店.
- Moriyasu Takao 2004b: From Cotton, Copper Coins to Silver. In: D. Durkin-Meisterernst et al. (eds.), *Turfan Revisited*, Dietrich Reimer, 73–102.
- 森安孝夫 2007: 「西ウイグル仏教のクロノロジー」『佛教学研究』62/63.
- 森安孝夫 2011: 「シルクロード東部出土古ウイグル手紙文書の書式（後編）」森安孝夫（編）『ソグドからウイグルへ』汲古書院，335–425.
- 森安孝夫 2015: 『東西ウイグルと中央ユーラシア』名古屋大学出版会.
- 森安孝夫 2021: 『シルクロード世界史』講談社.
- Moriyasu Takao and Peter Zieme 1999: From Chinese to Uighur Documents. 『内陸アジア言語の研究』14, 73–102.
- 那波利貞 1974: 『唐代社会文化史研究』創文社.
- 七小紅 2009: 『俄藏敦煌契約文書研究』上海古籍出版社.
- 仁井田陞 1980: 『〔補訂〕中国法制史研究：土地法・取引法』東京大学出版会.
- Özyetgin, Ayşe Melek 2014: *İslam öncesi Uyğurlarda toprak hukuku*. İstanbul.
- QUYV = Muhämmätrehim Sayit and Israpil Yüsüp, *Qadimki Uyghur yeziqidiki väsiqilär*. Ürümchi, 2000.
- Raschmann, Simone-Christiane 2015: “Verloren” und doch bewahrt: Ein Dokument aus dem Arat-Nachlass in Istanbul. In: E. Ragagnin, J. Wilkens, and G. Şilfeler (eds.), *Kutadgu Nom Bitig: Festschrift für Jens Peter Laut zum 60. Geburtstag*, Harrassowitz, 407–422.
- 坂本直人 2022: 「麹氏高昌国『麹斌造寺碑』訳註」『内陸アジア言語の研究』37, 1–48.
- Sertkaya, Osman Fikri 2022: Mixed Texts and Bilingual Examples from Old Uyghur Civil Documents. *Journal of Old Turkic Studies* 6-2, 572–585.
- 庄垣内正弘 1987: 「ウイグル文献に導入された漢語に関する研究」『内陸アジア言語の研究』2 [1986], 17–156.
- 庄垣内正弘 1994: （評）SUK, 『東洋史研究』53-2, 139–148.
- 庄垣内正弘 2003: 『ロシア所蔵ウイグル語文献の研究』京都大学文学研究科.
- Shōgaito Masahiro 2021: Philology and Linguistics: *Ondoku and Kundoku in Old Uighur*. *Gengo Kenkyū Anthology* 1, 155–185.
- SUK = 山田信夫 『ウイグル文契約文書集成』全 3 巻. 小田壽典・Peter Zieme・梅村坦・森安孝夫（編）. 大阪大学出版会，1993.
- 『大正』 = 高楠順次郎 『大正新脩大藏經』
- 高田時雄 1988a: 『敦煌資料による中国語史の研究』創文社.

- 高田時雄 1988b: 「コートン文書中の漢語語彙」尾崎雄二郎・平田昌司(編)『漢語史の諸問題』京都大学人文科学研究所, 71-128.
- 高田時雄 1991: 「レンニングラードにあるチベット文字転写法華經普門品」『内陸アジア言語の研究』6, 1-34.
- 高田時雄 1992: 「レンニングラードにあるチベット文字転写法華經普門品(続)」『内陸アジア言語の研究』7, 13-42.
- Thomas, Frederick William 1937: A Buddhist Chinese Text in Brāhmī Script. *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft* 91-1, 1-48.
- TTD III = Yamamoto Tatsuro, Ikeda On, and Okano Makoto (eds.), *Tun-huang and Turfan documents concerning social and economic history*, III: *Contracts*, 2 vols. Toyo Bunko, 1986-1987.
- TTD IV = Yamamoto Tatsuro, Dohi Yoshikazu, and Ishida Yusaku (eds.), *Tun-huang and Turfan documents concerning social and economic history*, IV: *She associations and related documents*, 2 vols. Toyo Bunko, 1988-1989.
- 『吐魯番出土文獻詞典』=王啓濤『吐魯番出土文獻詞典』巴蜀書社, 2012.
- 『圖文』=唐長孺(主編), 中國文物研究所・新疆維吾爾自治區博物館・武漢大學歷史系(編)『吐魯番出土文書』全4卷, 文物出版社, 1992-1996.
- UDDVT = Лилия Юсуфджановна Тугушева, *Уйғурские деловые документы X-XIV вв. из Восточного Туркестана*. Наука – Восточная литература, 2013.
- UWN III-1 = Jens Wilkens, *Uigurisches Wörterbuch*, III: *Fremdelemente*, 1. Franz Steiner, 2021.
- Uzuntaş, Hülya 2022: *Eski Uyğur Türkçesinde yer ~ yir belgeleri*. Paradigma Akademi.
- VOHD XIII,22 = Simone-Christiane Raschmann, *Altürkische Handschriften*, Teil 14: *Dokumente*, Teil 2. Franz Steiner, 2009.
- VOHD XIII,28 = Simone-Christiane Raschmann and Osman Fikri Sertkaya, *Altürkische Handschriften*, Teil 20: *Altürkische Texte aus der Berliner Turfansammlung im Nachlass Reşid Rahmeti Arat*. Franz Steiner, 2016.
- Yakup, Abdurishid and Li Xiao 李蕭 2019. A Philological Investigation of the Old Uyghur Pilgrim Inscriptions Recently Discovered in the Cave NK 10 in the Tuyuq Grottoes of Turfan. *Acta Orientalia Academiae Scientiarum Hungaricae* 72-4, 399-417.
- 山田信夫 1963: 「ウイグル文売買契約書の書式」『歴史と美術の諸問題』(西域文化研究 6) 法蔵館, 29-62, +1 pl.
- 姚崇新 1999: 「試論高昌國的佛教與佛教教團」『敦煌吐魯番研究』4, 39-80.
- 『英藏敦煌文獻』=中國社會科學院歷史研究所ほか(編)『英藏敦煌文獻: 漢文佛經以外部份』全15卷, 四川人民出版社, 1990-2009.
- 吉田豊 1994: 「ソグド文字で表記された漢字音」『東方學報』京都 66, 380-271.
- Yoshida Yutaka 2000: Further Remarks on the Sino-Uighur Problem. 『アジア言語論叢』3, 1-11.
- 吉田豊 2004: 「シルクロード出土文獻における言語變化の年代決定」『えくす・おりえんて』11, 3-34.
- 張廣達・榮新江 1989: 「有關西州回鶻的一篇敦煌漢文文獻」『北京大學學報』1989-2, 24-36.
- 張小艷 2013: 『敦煌社會經濟文獻詞語論考』上海人民出版社.
- 『真蹟釋錄』=唐耕耦・陸宏基(編)『敦煌社會經濟文獻真蹟釋錄』全5卷, 書目文獻出版社, 1986-1990.
- 鄭炳林・魏迎春 2004: 「晚唐五代敦煌佛教教團的科罰尺度制度研究」『敦煌研究』2004-2, 48-57.
- Zieme, Peter 1974: Ein uigurischer Landverkaufsvertrag aus Murtuq. *Altorientalische Forschungen* 1, 295-308.
- Zieme, Peter 1982: Ein uigurisches Familienregister aus Turfan. *Altorientalische Forschungen* 9, 263-267.
- Zieme, Peter 1987: Materialien zum uigurischen Onomasticon, III. *Türk Dili Araştırmaları Yıllığı Belleten* 1984, 267-283.
- Zieme, Peter 2012: Some Notes on Old Uigur Translations of Buddhist Commentaries. 創価大学国際仏教学高等研究所年報 15, 147-160.
- Zieme, Peter (爰默): 王平先譯「解讀敦煌文獻 B464:67 之回鶻文詩歌」『敦煌研究』2017-1, 31-34.
- Zieme, Peter 2021. Old Uigur Short Texts on a Chinese Lotus Sūtra Scroll. In: *Эрмитажные чтения памяти В. Г. Луконина 2013-2017 (Труды Государственного Эрмитажа 105)*, Эрмитаж, 144-148.

付記 本稿は JSPS 科研費 (JP24H00100) による研究成果の一部である。